

平成22年度決算

財政健全化判断比率の状況

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
鹿児島県 十島村	—	—	△3.1	—
早期健全 化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生 基準	20.00	35.00	35.0	—

十島村の財政状況は健全です。

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく、平成22年度決算における十島村の健全化判断比率は、4指標とも適正基準の範囲内となっています。
- 判断比率が基準を超えた場合は、それぞれの基準に応じ計画を策定し、財政の健全化または財政再建に取り組まなければならないこととなっています。財政再建団体になると税や住民サービスの見直しが必要となるほか、村の借金が制限されます。

各指標の説明

- 実質赤字比率

- 一般会計の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを示します。
- 平成22年度の十島村における一般会計は黒字のため、該当しませんが、数値化すると $\Delta 4.17\%$ となります。

- 連結実質赤字比率

- 特別会計や企業会計など全ての会計を合算して、村全体の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。
- 平成22年度の十島村では黒字のため、該当しませんが、数値化すると $\Delta 6.04\%$ となります。

- 実質公債費比率

- 借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを示します。数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。
- 平成22年度の十島村の3カ年平均は $\Delta 3.1\%$ で、適正基準の範囲内となっています。

- 将来負担比率

- 借入金や将来的に支出することが見込まれる現時点での残高を示します。数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表します。
- 平成22年度の十島村では該当しませんが、数値化すると $\Delta 161.6\%$ となります。